

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

| No           | 2   | 府省庁名  | 厚生労働省 |        |       |      |            |
|--------------|---|-------|-------|--------|-------|------|------------|
| 対象税目         | 個人住民税   | 法人住民税 | 事業税   | 不動産取得税 | 固定資産税 | 事業所税 | その他（地方消費税） |
| 要望項目名        | 医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置  |       |       |        |       |      |            |
| 要望内容<br>(概要) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされている。しかしながら、一部の医療機関等からは、社会保険診療報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</li> <li>・特例措置の内容</li> </ul> <p>医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成31年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる。</p> <p>&lt;参考&gt; 平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党・公明党）（抄）</p> <p>第三検討事項</p> <p>6 医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。</p> |       |       |        |       |      |            |
| 関係条文         | 地方税法第72条の78、消費税法第6条、消費税法施行令第14条   |       |       |        |       |      |            |
| 減収見込額        | <p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] —</p>  |       |       |        |       |      |            |
| 要望理由         | <p>(1) 政策目的</p> <p>医療機関等が、安定した経営の下、良質かつ適切な医療提供体制を確保できるよう整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保険診療は国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有していることを踏まえ、社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされている。一方、医療機関等の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。</p> <p>しかしながら、一部の医療機関等からは、社会保険診療報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>このため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）において、医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担は別途手当てすることとされた。</p> <p>これに加え、同法の中では、「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討することとされており、今後、議論していくことが必要である。</p>   |       |       |        |       |      |            |

<社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抜粋) >

第7条第一号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

また、(1)、(2)に関し、医療と同様に高い公共性を有していることから、消費税が非課税とされている介護サービス、障害福祉サービスも、医療に係る消費税の課税のあり方との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。

本要望に  
対応する  
縮減案

—

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
|     | 政策体系における政策目的の位置付け      | 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること<br>施策目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること<br>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること   |
| 合理性 | 政策の達成目標                | 上記政策目的に照らし、医療機関等による医療提供体制の整備等に伴い生ずる消費税負担の軽減等を図る。  |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      | 恒久措置  |
|     | 同上の期間中の達成目標            | 政策の達成目標に同じ  |
|     | 政策目標の達成状況              | この問題においては、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘もあり、医療機関等の前向きな投資をいっそう難しくしている。  |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | —   |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 医療機関等による医療提供体制の整備等に伴い生ずる消費税負担の軽減等が図られる。   |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | この問題においては、現行は社会保険診療報酬で対応しているが、税制での解決を要望している。(国税においても同様の要望を行っている。<br>なお、医療機関等が利用できる設備投資促進税制として、取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度があるが、既存の特別償却制度は、医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、本制度の趣旨とは異なる。) |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —   |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 7 条第一号トで「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する」とされている。<br>また、平成 30 年度税制改正大綱において、「平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る」とされている。<br>したがって、社会保険診療に係る消費税に関する仕組みや医療機関等における負担のあり方等についても引き続き検討し、結論を得ることが妥当である。                                      |

|  |  |
|--|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績                          | —  |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | —  |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）            | —  |
| 前回要望時の達成目標                             | —  |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由            | —  |
| これまでの要望経緯                              | 平成9、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30年度要望 |